

長浜市告示第104号

長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

長浜市長 藤井 勇治

長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、市内事業者等から提供を受けた雑誌を長浜市立図書館（以下「図書館」という。）に配架し、当該雑誌を提供した事業者の広告媒体として活用することにより、事業者等の広報活動を促進するとともに、図書館の雑誌資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 事業者等が図書館の雑誌を購入する費用を負担し、図書館が当該事業者等から提供された雑誌に当該事業者等の名称を表示し、及び雑誌架に広告を掲出した上、当該雑誌を図書館のものとして配架する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 雑誌スポンサー制度の目的に賛同する事業者等で、雑誌の購入費用を負担し、当該雑誌を図書館に資料として提供する事業者等をいう。
- (3) 事業者等 長浜市内に事業所、店舗等を有する企業、法人、個人事業主その他の団体をいう。

(広告を掲出する事業者及び広告の内容)

第4条 雑誌スポンサーになろうとする事業者等が、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年長浜市告示第18号）第3条第1項各号に該当する場合は、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第3条第2項各号に該当するものは、対象としない。

(対象雑誌)

第5条 雑誌スポンサーが図書館に提供する雑誌は、館長が別に定める雑誌一覧の中から選択する。

(申請)

第6条 雑誌スポンサーになることを希望する者（以下「申請者」という。）は、長浜市立

図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて館長に申請する。

(1) 会社概要等（業種、業務及び活動の内容等が分かるもの）

(2) 掲出を希望する広告の案

（雑誌スポンサーの承認）

第7条 館長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を雑誌スポンサー承認（不承認）通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知する。

2 雑誌スポンサーの承認は、申請の順序による。ただし、同時に申請があった場合は、抽選で決めることとする。

3 雑誌スポンサーの期間は、年度単位とし、年度の途中で雑誌スポンサーの承認を受けた場合は、当該承認を受けた日から当該年度の末日までとする。

（雑誌の提供）

第8条 雑誌スポンサーは、前条の規定による承認を受けたときは、当該決定に係る雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館に提供する。

2 提供雑誌は、館長が別に定める書店等（以下単に「書店等」という。）から雑誌スポンサーが購入し、書店等が図書館に納入する。

3 支払は、毎年度一括前払とする。価格変動等により代金に過不足が生じた場合は、書店等との協議により精算する。振込手数料等雑誌の購入に係る費用は、雑誌スポンサーが負担するものとする。

4 提供雑誌の所有権は、長浜市に帰属する。

5 提供雑誌が休刊し、又は廃刊した場合は、図書館と雑誌スポンサーとが協議の上、購入する雑誌を当該提供雑誌以外の雑誌に振り替えることができる。これにより代金に過不足が生じた場合は、書店等との協議により精算するものとする。

（配架場所）

第9条 提供雑誌の配架場所については、図書館が指定するものとする。

（広告の掲載）

第10条 提供雑誌における広告の掲出方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、雑誌スポンサーの希望によりスポンサー名及び広告を掲出しないことができる。

(1) 提供雑誌の表紙又は裏表紙に、雑誌スポンサーの名称を掲載する。

(2) 提供雑誌の最新号を配架する書架に、A4サイズまでの広告を掲出する。

(3) 図書館ホームページに、雑誌スポンサーの名称及び提供雑誌名を掲載する。

（広告掲載の責務）

第11条 広告内容に関する責任は、掲載した雑誌スポンサーが負うものとする。

（雑誌スポンサーの延長）

第12条 雑誌スポンサーとなる期間は、第7条の規定により承認を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、雑誌スポンサーが継続を希望する場合は、1年単位でその期間を延長することができる。

（広告内容の変更）

第13条 広告内容の変更は、雑誌の刊行頻度を問わず、雑誌スポンサーとなる期間において4回までとし、当該期間を延長した場合は、更に4回変更することができる。

2 前項の規定に基づき広告内容を変更するときは、あらかじめ新たに掲載しようとする
広告案を館長に提出し、承認を得ることとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市立長浜図書館長 あて

長浜市立図書館雑誌スポンサー申請書

長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条の規定に基づき、雑誌スポンサーとして、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり次の事項を誓約いたします。

- (1) この申請書及び添付書類については、事実と相違ありません。
- (2) 長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条に該当しません。

1 申請者

住所（本社所在地）		
事業者名称		
事業者本社が長浜市外にある場合、市内の事業所・支店名について以下に記入		
住所（所在地）		
名称		
担当者	所属及び氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 広告掲出等希望雑誌 及び 配架希望図書館

広告の掲出等を希望する雑誌及び当該雑誌の配架を希望する図書館（当該雑誌を所蔵する図書館に限る。）を別紙「雑誌一覧」から選び、以下に記入してください。

広告掲出等希望雑誌	配架希望図書館

※ 3誌以上ある場合は、任意の様式で一覧を添付してください。

3 添付書類

- (1) 会社概要等（業種、業務及び活動の内容等が分かるもの）※ホームページの写しでも可
- (2) 掲出を希望する広告の案

年 月 日

様

長浜市立長浜図書館長

雑誌スポンサー承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった雑誌スポンサーについて、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	承認	不承認
提供を受ける雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ・ (所蔵館) ・ (所蔵館) ・ (所蔵館) 	<input type="checkbox"/> 3誌以上ある場合 → 別紙一覧のとおり
受入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
雑誌を納入する業者（書店）	<input type="checkbox"/> 滋賀県書店商業組合長浜支部 <input type="checkbox"/> その他 ()	
不承認の理由		